相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市本田壬八五番地、最後の住所新潟県新潟市西区善久七三〇番地一悠黒崎　被相続人　亡　渡邉　新造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月四日

新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八号　西堀青藍館五〇一号

相続財産管理人　弁護士　村上　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市鵜沼西町一丁目一二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　武藤　嘉文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月四日

事務所岐阜市明徳町一〇番地杉山ビル三階　溝口博司法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　隆吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市稲津二丁目三七三番地二、最後の住所滋賀県大津市坂本一丁目八番五号　琵琶湖病院　被相続人　亡　山野　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月四日

事務所滋賀県大津市中央一丁目五番六号ＡＮＫＹＵビル三階羽座岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川真美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市伊岐須三番地、最後の住所大阪市西成区山王一丁目三番一三号　山水園　被相続人　亡　藤田　擴美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月四日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館二階　ルート法律事務所　相続財産管理人弁護士　高山　智行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市栄根二丁目一三番地、最後の住所兵庫県川西市見野一丁目五番二〇号　被相続人　亡　髙橋　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月四日

事務所兵庫県伊丹市西台四丁目一番二九号ＹＫビル四階　相続財産管理人　迫田　博幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市鏡町内田一一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　緒方　新二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月四日

熊本県八代市鷹辻町四番二九号　相続財産管理人　弁護士　立山　秀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市一万城町六九号一一番地、最後の住所宮崎県都城市一万城町六九号一一番地二　被相続人　亡　今元　英世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月四日

宮崎県都城市上町一三―一八都城ＳＴビル六階　吉谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉谷　友和

無縁墳墓等改葬公告

総墓整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承知下さい。

平成二十三年二月四日

一　墳墓等所在地　福井県鯖江市大野町二〇―二三―一

一　墳墓等の名称　浄土真宗本願寺派専修山専念寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　福井県鯖江市大野町二〇―二三―一　浄土真宗本願寺派専修山専念寺　住職　宮越　實

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年２月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①シンプレクス・リート投資法人　②国土交通大臣　投法第40号　③清算執行人　野崎義雄　④東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内一丁目５番１号　シンプレクス・リート投資法人　清算執行人　野崎義雄

①コンサル　ワイ　②神奈川県知事(1)27299　③吉野好雅　④神奈川県相模原市南区大野台５―26―32　⑤利付国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦東京都町田市成瀬が丘３―16―２　コンサル　ワイ　吉野好雅

①株式会社日住サービス　②国土交通大臣(10)2287　③代表取締役　野村英雄　④大阪市北区梅田一丁目11番４―300号　廃止した従たる事務所　京都市北区小山北大野町68―７　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦大阪市北区梅田一丁目11番４―300号　株式会社日住サービス　代表取締役　野村英雄

①株式会社グロウイング　②大阪府知事(3)42497　③代表取締役　松浦完守　④大阪市城東区今福西１丁目９番９号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市城東区今福西１丁目９番９号　株式会社グロウイング　代表取締役　松浦完守

①河野株式会社　②大阪府知事(9)19754　③取締役社長　河野須美子　④箕面市船場西２丁目２番４号箕面河野ビル　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦箕面市船場西２丁目２番４号箕面河野ビル　河野株式会社　取締役社長　河野須美子

債権申出の催告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十三年一月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十三年二月四日

東京都港区赤坂一丁目一二番二〇号　ＩＨＧ・ＡＮＡ・ホテルズグループジャパン合同会社　確定給付企業年金制度清算人　井上　英也